

牧野訪問介護ステーション 指定訪問介護事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団武蔵野会が開設する牧野訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ・名称 医療法人社団武蔵野会牧野訪問介護ステーション
- ・所在地 神奈川県横浜市緑区鴨居3丁目8番16号カームムカイハラ204

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・訪問介護員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護サービスの提供に当たるものとする。

- (2) サービス提供責任者 1名以上（常勤職員）

訪問介護員等の中から、介護福祉士・訪問介護員養成研修1級課程修了者・介護職員基礎研修課程修了者で実務経験3年以上の者のいずれかを満たす者から選任。サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護計画の作成及び従業者等に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。

- (3) 訪問介護員 2.5名以上（常勤換算）

介護福祉士または、訪問介護員養成研修1・2級課程、介護職員基礎研修過程修了者。

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ・営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までと、国民の休日を除く。
- ・営業時間 平日は8:30～17:00とし、土曜日は8:30～13:00までとする。
サービス提供時間は、8:00～18:00まで。
- ・電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条

- 1 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。詳細は別添の料金表のとおり。
 - ・身体介助
 - ・生活援助
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ・事業所から、片道おおむね5km未満 600円
 - ・事業所から、片道おおむね5km以上 1kmごと100円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家庭に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、サービス提供責任者、又は管理者に報告しなければならない。

(事故発生時対応)

第8条

- 1 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から5年間保存する。

- 3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、

緑区(東本郷町・東本郷1～6丁目・鴨居町・鴨居1～7丁目・白山1～4丁目・竹山1～4丁目・上山1～3丁目・中山町・青砥町)

都筑区(池辺町・東方町・川向町・佐江戸町・川和町・加賀原2丁目)

神奈川区(菅田町)

港北区(小机町)

保土ヶ谷区(上菅田町)

の全域とする。

(苦情処理)

第10条

指定訪問介護の提供に係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図る為に次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止の為にの対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」という)の設置等に関する事

- ア 虐待防止委員会の設置
委員会の開催 年1回以上
- イ 虐待防止の為の指針の整備
- ウ 虐待防止の為の研修の実施
採用時研修 採用後3か月以内
継続研修 年1回以上

(身体拘束適等の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次の措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

(2) 身体拘束等の適正化の為の指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化の為の研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

第13条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする)を概ね6月に1回以上開催すると共にその結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対しサービスの提供

を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知すると共に必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条

- 1 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ・採用時研修 採用後3か月以内
 - ・継続研修 月1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団武蔵野会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

第17条

訪問介護事業所は利用者及び利用者の家族及び一般の方の求めがあれば、事業計画及び財務内容の情報開示を行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年9月1日から施行する。

令和6年4月1日から施行する。